

令和4年3月17日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣  
参議院議長 総務大臣 国土交通大臣 あて

静岡県議会議長 宮沢 正美

## ウィズ・アフターコロナの切れ目ない観光業支援に関する意見書

令和4年になると、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染が急激に拡大し、観光事業者は再び苦境に立たされている。

国は、G○T○トラベル事業を令和4年1月下旬に再開、ゴールデンウィーク（以下、「GW」という。）まで実施し、GW後から夏休み前までの期間は、各都道府県による事業実施を想定していた。しかし、2月に入ってもG○T○事業の再開のめどは立っておらず、事業の実施・停止が繰り返されることで、観光事業者が今後の事業見通しを立てられない状況にある。加えて、現在の想定によれば、G○T○事業後は、各都道府県が全国を対象に行う事業が乱立することになり、利用者や観光事業者が混乱することが懸念される。

また、ワクチン・検査パッケージの活用は、オミクロン株の感染力に鑑み、一時停止に追い込まれており、行動制限の緩和を図るための有効な対策が必要である。

さらに、国の宿泊事業者に対する感染防止対策に係る支援制度は、令和3年度末で完了することとなっているが、事業実施期間が実質半年程度と短い中、感染対策機器の供給不足や設備改修の工期が確保できない状況である上に、本県でも約2千件の申請が年度末に集中し、支援金の支出手続に膨大な時間を要することから、年度内の事業完了が困難な状況にある。

今後も新型コロナウイルスの感染は、拡大と沈静を繰り返しながら続いていく可能性が高く、コロナと共存しながら、そして終息後を見据えて観光事業者への支援を強化、継続していく必要がある。

よって国においては、ウィズコロナ・アフターコロナで、切れ目なく観光業を支援するため、下記事項に取り組むことを強く要望する。

### 記

- 1 G○T○トラベル事業の再開時期や今後の見通しについて早期に示すとともに、GW後も引き続き国が統一的に事業を実施すること。もしくは、国の事業と各都道府県の事業との整合性を取り、国で一定のルールを示すこと。
- 2 ワクチン・検査パッケージの見直しなど、行動制限を緩和するための効果的な対策を講ずること。
- 3 宿泊事業者への感染防止対策支援事業の翌年度への繰越しを認めるとともに、事業を拡充し継続すること。
- 4 アフターコロナの観光支援について、国内感染の終息後も、インバウンドの回復が見られるまで息の長い支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。